

# 仁木町定住促進住宅改修助成金申請手順

申請者

仁木町

## 事前相談

申請を希望する方は事前相談してください。

着工後の場合、  
交付不可なので  
注意！！

## 計画書の提出

### 提出書類

- ・定住促進住宅改修計画書 (別記様式第1号)
- ・入居予定者全員の住民票
- ・位置図、平面図及び立面図
- ・工事請負契約書 (写)
- ・その他町長が必要と認める書類  
(合併処理浄化槽の設置をする場合に限り、浄化槽の見積書 (写))

赤 ■ …町の様式に記入してもらうもの  
青 ■ …用意してもらうもの

着工前に申請

## 計画書の受理・審査

計画書が提出され次第、随時、書類の審査を行う。

## 改修工事

住宅の改修開始

## 計画確認通知

住宅改修に係る計画の適否を申請者へ通知

## 完成

改修工事の完成

## 交付申請書の提出

### 提出書類

- ・交付申請書 (別記様式第3号)
- ・誓約書 (別記様式第4号)
- ・世帯全員の市町村税の滞納のない証明書  
※申請する年の前年1月1日時点で仁木町に住民票がない人に限る
- ・入居者全員の住民票
- ・土地及び家屋の全部事項証明書
- ・補助対象住宅の写真  
(改修前と改修後がわかる写真)
- ・領収書等支出したことがわかる書類の写し
- ・検査済証又はそれに代わる証明書の写し
- ・その他町長が必要と認めるもの

赤 ■ …町の様式に記入してもらうもの  
青 ■ …用意してもらうもの  
緑 ■ …移住者がいる場合用意してもらうもの  
紫 ■ …該当する場合用意してもらうもの

助成対象期間内であって、  
助成対象住宅の表題登記  
後1年以内に提出

## 交付申請書の受理・審査

交付申請書が提出され次第、随時、書類の審査を行う。

## 交付決定通知

交付申請書が提出され次第、随時、書類の審査を行う。

## 事業完了

助成事業が終了となります。

## 助成金の入金

交付決定通知後入金処理

お問い合わせ先：仁木町役場企画課未来創生係

TEL：0135-32-3953

E-mail：kikaku02-niki@town.niki.hokkaido.jp